

翻 訳

山林共同管理の仕組みの可能性について

——高雄六亀エリアの野生山茶を例に¹⁾——

王 毓 正²⁾
 翻訳：李 静、馬 建
 監訳：北 川 秀 樹

On the Opportunity of the Mechanism of Forests Co-management: A Case Study of Wild Camellia in Liugui Area, Kaohsiung

要 旨

台湾山茶は台湾の在来種であり、南投、嘉義、高雄、台東の標高600～1600mの山地に分布している。野生山茶は自然環境で生育し、数百種の植物と互いに働きかけるので、お茶製品の味のグラデーションが素晴らしいのみならず、野生山茶の茶ノ木は大木の陰に根を下ろすことを好む植物であり、野生性が極めて高く、農薬や肥料を与えることも水やりをすることも不要である。というわけで、森林や山林環境と完璧に共存する経済品種とも言える。記録によれば、六亀エリアに居住する客家人の茶摘み・製茶文化は百年以上の歴史があるらしい。しかし、1949年に国民政府の台湾撤退に伴い、中国大陆で制定されていた森林法が台湾で施行された。1932年の制定当初から、所管機関の許可を受けずに森林の主産物および副産物を採取することは森林窃盗行為とみなされ、刑法上の犯罪とされている。国民政府が森林法を台湾で施行する前から六亀エリアの客家人の茶摘み・製茶文化はすでに存在していた。ところが、森林法はこの状況に応じて例外の規定を設けず、数十年間これによって犯罪者とされた客家人は少なく無いのである。本論文では、フィールドワーク、インタビュー研究法および統計分析法などの実証的な法学研究を踏まえて、台湾の現行森林法に野生山茶の採取行為に関する不合理な禁止規定がある可能性を示す。そして、SDGs第12項「責任ある消費と生産」(Responsible Consumption and Production)を核として、台湾における山林共同管理の仕組みの可能性について議論を試みる。

Abstract

Taiwan camellia (*Camellia formosensis*) is a native tea species in Taiwan. It is distributed in Nantou, Chiayi, Kaohsiung and Taitung Mountains, with altitudes ranging from 600 meters to 1,600 meters. It grows in a natural environment and interacts with hundreds of species of plants. In addition to the multi-layered taste of tea products, the trees of *Camellia formosensis* like to take root in the shade of big trees without the need to spray pesticides, fertilize, and water. It is an economic product that perfectly coexists with the forest and mountain environment. According to the literature, the culture of picking tea and making tea of the Hakka people living in the Liugui area should have a history of more than 100 years. However, when the Nationalist government moved to Taiwan in 1949, it also brought the forest law enacted in mainland China to Taiwan for implementation. When the Forest Law was enacted in 1932, the collection of the main forest products and by-products (including leaves) without the consent of the competent authority was regarded as forest theft and a crime under the criminal law. Even before the Nationalist government brought the Forest Law to Taiwan, the Hakka people in

the Liugui area had a custom of gathering camellia in the mountainous areas, but this Law did not make any exceptions. For decades, many Hakka people have committed crimes because of practicing their custom. In addition to using field study, interview research and statistical analysis and other legal empirical research to show that Taiwan's current forest law may have unreasonable prohibitions on the collection of wild camellias, this paper will also attempt to use the 12th item of the SDGs "Responsible Consumption and Production" as the core, to discuss the possibility of Taiwan's mountain forest co-management mechanism.

I はじめに

国連は2015年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(Sustainable Development Goals)を策定した。一般的にはSDGsと呼ばれ、17の持続可能な開発目標、169のターゲットおよび230の指標からなっている。それを規定することを踏まえて、政府、企業、一般市民が、毎回の行動や策略を取るにより持続可能な開発を達成することに取り組むように導いている。筆者の見方によれば、法律の議題とくに環境法をめぐる議題の核心問題に関する議論は常に環境、社会および経済の三側面の選択取捨と均衡発展の問題に関わるものである。したがって、SDGsに掲げられた関連目標と指標は、環境法の議題を検討するために非常に適しているように思える。

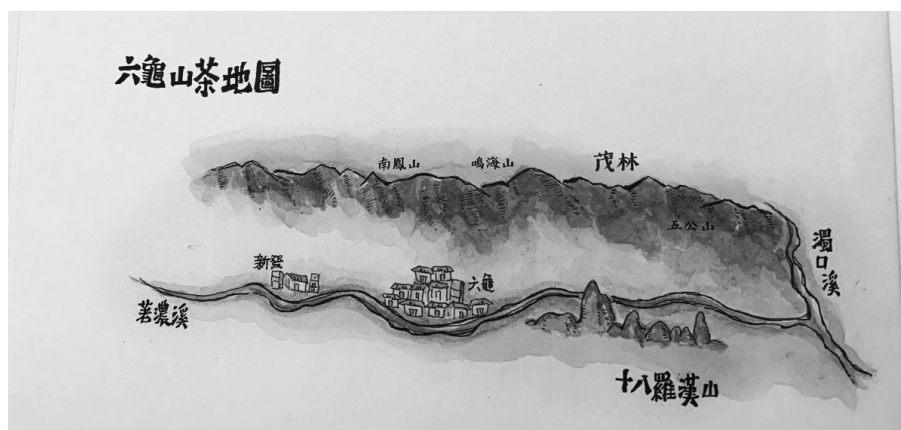
SDGsには持続可能な開発目標やターゲットが多数あるのみならず、環境法に関する議題も同じように多様性を持っているので、両者とも絞り込まなければ具体的な議論を展開することが不可能である。筆者は今年、成功大学 USR プロジェクト「農牧共好と農緑共生(農業・養殖業が共に良い発展を遂げ、農・緑が共生する)」³⁾の研究チームに招かれることを契機として、高雄市六龜エリアの山茶文化に触れる機会を得た。現地へ赴き、数回のフィールドワークを行った後、野生山茶の採取が台湾の現行森林法と扞格することに気づいた。本論文では、フィールドワーク、インタビュー研究法および統計分析法などの実証的な法学研究を踏まえて、台湾の現行森林法に野生山茶の採取行為に関する不合理な禁止規定がある可能性を示す。そして、SDGs 第12項「責任ある消費と生産」

図1 高雄市六龜区位置図



(Responsible Consumption and Production)を基として、台湾における山林共同管理の仕組みの可能性について議論を試みる。さらに、「12.2: 2030年までに天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する」「12.8: 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする」「12.b: 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する」の実現に重点を置くこととする。

台湾山茶と呼ばれるお茶は、現在では「野生山茶」と「原生山茶」の2種類に分けられる。前者は森に自生し、人工栽培を一切おこなわない台湾山茶を指す。後者は、「実生苗」や「挿し木苗」の方法を生かして、野生山茶の種苗を山から持ち出し、苗木を作り育てた後に、「模倣野生」の人工栽培法で育てた台湾山茶である。本論文の主な研究対象は野生山茶である。

図2 高雄六龜山エリア山茶地図⁸⁾

II 台湾野生山茶の歴史および 人文・文化について

18世紀初頭には台湾山茶 (*Camellia formosensis*) がすでに文献に登場していた。例えば、1717年の『諸羅県志』や1823年の『台海使槎録』などにその記載がある。だが、当時の漢人は山岳の深い峡谷、険しい坂道および凶暴な先住民を恐れたため、上等なお茶だろうと知っていても、深い峡谷に入ってそれを採取することが不可能であった。日本統治時代まで、漢人は容易く山茶を手に入れることができなかった⁴⁾。次に、関係記録によれば、1916年に「鳳山熱帯園芸試験支所」の田代技師が「新竹州紅茶同業組合」⁵⁾茶葉主任を務める藁科正忠氏に、「私が居る高雄の山中に大きな茶ノ木が群生し、茶葉の大きさも阿薩姆紅茶と酷似しているので、その茶を採取して加工することも考えられる」⁶⁾と述べたことから、清国統治時代にも、日本統治時代にも、台湾野生山茶が一定の知名度を有することが察知できる。台湾山茶は主に台湾本島中部以南の地域に分布しており、南投、嘉義、高雄および台東の4県市が含まれる。そのうち高雄六龜および茂林の山エリアは台湾山茶の生育面積が最も広い地域である。したがって、六龜は台湾山茶製品の最大集散地となっている⁷⁾。

台湾山茶は在来種であり、南投、嘉義、高雄、台東の山エリアに自生している。その区域では標高600~1600mになっている。野生山茶は自然環境で生育し、数百種の植物と互いに働きか

けるので、製茶原料となる茶葉（茶青）の新芽にも別種のものが付着することもある。したがって、異なる株にはそれぞれの特徴がある。たとえば、色に関しては、薄青色、濃緑色、赤味がかった色、やや暗い紫みの色などがある。お茶製品の味のグラデーションも素晴らしい。野生山茶の茶ノ木は大木の陰に根を下ろすことを好む植物である。野生性が極めて高いので、農薬や肥料を与えることも水やりをすることも不要である。というわけで、森林や山林環境と完璧に共存する経済品種とも言える⁹⁾。フィールドワークのインタビューからも分かるように、茶葉を採取する際に、枝を切って木を傷つけないければ、森林破壊を引き起こす恐れがない。さらに、山茶の普及により、生態系の調和や健康的な食生活の概念を提唱することが可能である。したがって、消費者や生産者に対して「責任ある消費と生産」(Responsible Consumption and Production)の実現を促進する意味を持つ。

記載によれば、六龜エリアに居住する客家人の茶摘み・製茶文化は百年以上の歴史があるらしい。最初の頃、それは完全な自家用茶であった。客家人は自ら摘んだ茶葉を使って自家で製茶を行った後に自家用茶にする。あるいは神に奉納する「伯公茶」¹⁰⁾にする。後に、山茶が一定の市場価値を持つようになるとともに、近所の住民の想定外財源にもなり、家計や子供の学費を賄うようになった。今日、野生山茶の採取に関しては、その背後に山茶文化の存続と山林資源の保全との間にいかに均衡を保ちながら共存を実現できるかという課題がある。山に登っ

て茶葉を摘み、お茶作りをする常民文化は台湾における森林法が施行される前から確実に存在していた。しかし一方で、茶ノ木を傷つけることを避けるため、枝や幹を切らないことは、地元のお茶摘みさんの間では一般的に知られているはずである。それにしても、茶葉を採取する際に、そのやり方を着実に遵守できるとは限らない。ましては記録によると、六龜の山エリアにおける野生の茶ノ木はいまだに人為的に「矮小化」されることが起こっているという現状がある¹¹⁾。

1949年に国民政府の台湾撤退に伴い、森林法が台湾で施行された。それ以降、山茶文化の存続と山林資源の保全との間にいかに均衡を保ちながら共存を実現できるかという課題は十分な検討を可能にさせる客観的条件を失うことになった。その理由としては、森林法の規定に則れば森林において、一草一木をも採取することは「森林窃盗罪」に係る行為である。そのみならず、刑罰がますます重くなる傾向が見られることが挙げられる。しかし、これほど厳格な規定は森林法が台湾で施行される前にすでに存在した山茶文化や体験経済にとって果たして合理的なのか、これについては検討の余地がありそうだ。しかも、環境にやさしい山茶の採取行為はかならずしも山林に害を及ぼすことに当たらない。そこで、以下では森林法の関連管理規制と刑罰規定について紹介することに基づき、その合理性を検討してみる。

Ⅲ 森林法による国有林管理規制と緩和について

現行の台湾森林法は1932年に制定されたものである。制定当時、中華民国政府の統治範囲がまだ中国大陆に留まっていた。それに対して、台湾本島および周辺の離島（例えば澎湖諸島、緑島および蘭嶼等）などの区域は依然として日本の支配下にあった。第二次世界大戦が終結した後、国民政府の台湾撤退にともなって、中華民国の多くの法律が台湾に導入され施行されるようになった。その中には森林法も含まれる。しかし、森林法を定めようとする際に、台湾の民情風俗を考慮に入れなかったため、そのまま

台湾で施行されると、制度の不合理性が生じるのは当然のことである。しかし、台湾では1987年7月15日までに戒厳令が敷かれていた。それに加えて、これら自然資源利用に関する法律が必ずしも多くの人々の生活と直接関わるとは限らない。そういう事情があったため、森林法の一部の改正に関する提案がここ10年ようやく重視されるようになり、部分的な改正が実現した。前述のような歴史的要因があるために近年広く議論される天然資源の関係法律としてはほかに鉱業法がある¹²⁾。

元々、国民政府による森林法の台湾施行に先立って、代々高山地帯に居住する先住民族も清の時代に浅山地帯に定住する客家人も、居住地付近の山林を利用して農耕や農務に従事したり、山林資源を活用したり、森林の副産物を採取したりする習慣と生活様式を有していた。しかし、森林法が施行された後、国家発展上のニーズや管理上の便宜から、林業用地と森林資源利用に関しては多くの制限や禁止が定められた。例として、1895年10月31日、日本台湾総督府は日令第26号「官有林野及樟腦製造業取締規則」を発令し、その第1条には「所有權ヲ証明スヘキ地券又ハ其他ノ確証ナキ山林原野ハ総テ官有トス」と規定していることが掲げられる¹³⁾。すなわち、山林土地については、所有権が誰かの所有に属する証明書類を提出できなければ、その土地はすべて官有とされる。こういう状況に置かれて、一番最初に損害を被るのは代々山林に居住する高山先住民である。台湾先住民は代々山林に住んでいて、文字も使用せず、土地も部落の共有財産であり、個人所有権の概念自体がなかった。それゆえに、部落の伝統的領域のほとんどは日本台湾総督府の所有地として接收された。国民政府が台湾に撤退した後、日本台湾総督府の官有財産・産業は直ちに国有化・公有化されるようになった。したがって、台湾先住民の伝統的な山林領域は中華民国の「国有林」や「公有林」に化けたのである。

1932年の制定当初から、所管機関の許可を受けずに森林の主産物および副産物を採取することは森林窃盗行為とみなされ、刑法上の犯罪とされている¹⁴⁾。森林とは「国有林、公有林お

よび私有林」¹⁵⁾を含む。このため、元々台湾先住民の伝統山林領域であったが、後に「国有林」や「公有林」とされるものもその範囲に属する。「森林の主産物・副産物」の定義・範囲は極めて広い。前者（主産物）では、生立木、枯損木、倒伏木および残存根株、残材が含まれる。後者（副産物）では、樹皮、樹脂、種実、落枝、木の葉、ヤマフジ、タケノコ、草類、キノコ類その他の主産物以外の林産物が含まれる¹⁶⁾。簡単に言えば、国有林であれ、公有林であれ、私有林であれ、誰でも所管機関や所有権者の同意を得ずに一草一木や一枚の木の葉をも採取する行為は森林窃盗罪に問われる。最近においても先住民が森林法違反行為により世間から注目される事件が何件か起こっている¹⁷⁾。それを契機に、2004年に森林法が改正され、規制緩和を行い、原住民が自らの伝統的領域・土地における採取行為について「条件付き無罪」と認められるようになった¹⁸⁾。

ただし、事実上、森林法が台湾に導入される前に山林を活用した民衆は先住民族のみではない。たとえば、本論文では問題関心となる高雄六亀エリアの客家人も野生山茶を採取する伝統があるが、台湾先住民ではないため¹⁹⁾、前述の森林法15条3項の無罪認定の適用範囲に属していない。この場合、伝統的な慣習や生活様式に基づき野生山茶の葉を採取する行為は、採取量の多寡にかかわらず森林窃盗罪に問われ、刑罰を科されることになる。

IV 森林法の「森林窃盗罪」に関する処罰法規の変化

1932年に制定された森林法第60条に「森林においてその主・副産物を窃取した者は、森林窃盗とし、1年以下の懲役、禁錮、又は被害金額2倍以下の罰金に処する」と規定する。更に、第61条に「加重森林窃盗罪」に関する規定もあり、(例えば、2人以上の共同犯罪や車両による搬送等の場合)、6ヶ月以上3年以下の懲役併せて被害金額2倍以下の罰金を併科する。62条にも「受け取り、運搬、寄蔵、買収又は仲介」の諸行為に対して刑罰を科すと規定する。1945年に法令改正が行われ、刑事責任を刑法典

の一般的窃盗罪すなわち一般的財産権保護の枠組みに帰属させた。この結果、一時的には規制緩和に向かう動向も示された。

しかし、刑法では窃盗罪に関しては法定刑（懲役）の下限を規定していないため、犯罪行為者が一定期間の自由刑（懲役）の執行を免れることとなる。したがって、行為者は内省と警戒を怠り、常に再犯の恐れがあると考えられる。更に、森林資源が国土の保全、水土の保持、水源の涵養、気候の調節、生物多様性の改善、林産経済などの公益的機能および経済的機能を有することを考慮に入れて、2015年の改正では、災害防止対策として、森林窃盗罪の刑事責任に関する規定を再び森林法に移行するとともに、刑罰の下限を最低6ヶ月の懲役と定め、また、罰金額の最高限度を50万元から300万元に引き上げた²⁰⁾。森林法直近改正は2021年に行われ、森林の盗伐の効果的な防止を実現するために、罰金額の上限を300万元から更に引き上げ、600万元とした。

森林法は刑罰手段の利用と処罰程度の逐次的深化により、森林の健全性を積極的に保ち、水土保全と国土安全の確保を図り、社会全体の公共の利益を保障しようとする。立法者の意図は肯定すべきだが、森林の主産物や副産物の採取行為が明確に区別されていない。且つ、副産物への適用除外条項を設けていない。そのため森林で一草一木をも採取する行為が「森林窃盗罪」の刑責を問われる。これは過酷な条項となり、憲法上の比例原則²¹⁾に違反するのではないかと議論の余地がありそうだ。この疑問を、六亀エリアの客家人が山に登り、茶葉を採取し、製茶する常民文化が台湾で森林法を施行する前にすでに存在していた事実およびSDGs（持続可能な開発目標）第12項の「12.8：人々があらゆる場所において、持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする」と「12.b：雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する」のようなターゲットと結びつけて考えて、監督制御と生態系保全を効果的に両立させる共同管理の仕組

みを構築することにより、森林法第50条の硬直的な「森林窃盗罪」に代わる可能性を検討する必要があると思われる。

V 六亀エリアにおける森林窃盗罪に係る刑事裁判の統計分析²²⁾

六亀エリアの住民が野生山茶の採取による森林法の「森林窃盗罪」を犯す現状を明確に把握するために、本研究では、司法院の裁判例検索システム²³⁾の利用を踏まえて、「六亀」「山茶」をキーワードに設定しながら、事件発生の可能性が予想される管轄裁判所「高雄地方裁判所、橋頭地方裁判所、屏東地方裁判所」の刑事裁判を検索範囲に指定した結果、計24件の関連判決を見出した。6件の上訴事件〔うち5件は台湾高等裁判所高雄支部（第2審）に上訴され、1件は最高裁判所（第3審）に上訴された〕を統計に記入しないとすれば、残り18件は何れも地方裁判所で審理される事件である。以上24件の案件裁判結果の発生期間は2000年～2011年の時期である。1999年以前または2012年以降、類似事件に係る裁判例を見出さない。その原因究明のためにさらなる調査が必要である。各年に地方裁判所に送致する案件数を統計すれば、下表記載のとおりとなる。

年度	2000	2001	2002	2005	2006	2007	2008	2009	2011
案件数	1	2	1	1	3	3	1	4	2

これら野生山茶採取に係る事件について、裁判官の多くは採取量が限られ、被害金額が僅少であり、森林被害が大きいとの見解を示し、そして被告の犯罪態様などそのほかの一切の情状を考慮して、それを「情状は軽い一方で、刑罰は重い」事件だと判断している。このため、大多数の事件は法定刑の範囲で（森林法第52条に「加重森林窃盗罪」²⁴⁾を犯した者は6ヶ月以上5年以下の懲役に処し、併せて被害金額の2倍以上5倍以下の罰金を併科すると規定する）最低限の懲役に処せられている。あるいは量刑の下限を下回る刑罰を与えられている、減刑さえもある。累犯の情状に係らない限り、多数は執行猶予判決を下される傾向がある。判決は以下のとおりである。

有期懲役	8ヶ月	1件
	7ヶ月	5件（うち1件は上訴を経て、4ヶ月と変更された）
	6ヶ月	9件（うち1件は上訴を経て、4ヶ月と変更された）
	4ヶ月	1件
無罪	2件、（うち1件は一審で4ヶ月の刑に処せられたが、上訴を経て、無罪判決が確定した）	

以上の判決を分析してみると、裁判官の多くが、六亀エリアの住民が山茶の採取による森林窃盗罪を犯す事件に対して、同情の立場を取ったことが見て取れる。18件の判決のうち半数に対して、裁判官は懲役6ヶ月の刑罰を決めたが、被告の罰金の納付に変更し、刑務所に入って刑に服しないですむよう努力している。また、懲役7ヶ月の判決を受けた5件の案件に関しても、うち4件は執行猶予とされている。

高雄地方裁判所95年度（2006年）訴字第2664号判決を例に挙げれば、第1審の裁判官は「～本件被告の犯罪態様等その他一切の情状からまさに「情状は軽い一方で、刑罰が重い」事件であり、客観的には一般民衆の同情に訴える要素を十分に満たし、法定刑の最低限の刑に処しても量刑が重すぎる」と述べている。したがって、できる限りの努力により懲役4ヶ月の刑に減刑されている。本案件は高等裁判所に上訴が提起された後、さらに無罪判決を受けることになった。

VI 共同管理の仕組みについての管見—むすびに代えて

野生山茶に関しては、もし森林保全のために採取を一切許可せず、それに刑罰を科さない限り責任非難の程度が表せないとするなら、農業委員会（以下「農委会」）²⁵⁾所管の林業試験所（以下「林試所」）が2015年から「六亀野生山茶採取計画」を策定し、林試所所管の六亀研究センターが管理する第2、4、7、10林班の国有林副産物（すなわち六亀野生山茶）を一般競争入札により販売をおこなうわけがない。さらには、これに続いて、同一内容の「六亀野生山茶

採取計画」に則り、2018–2020年の3年を期間とした契約について一般競争入札による販売をおこなった。入札販売に係る契約において、農委会が定めた「国有林林産物処分規則」を遵守することを業者に要請する以外に、許可採取量の上限を1300kgとしている。このような証左から野生山茶の採取が決して刑法の非難を受けるべき行為ではないことが明確になる。逆に、政府部門が採取手順と採取方式の規範および許可採取量の上限を決め、さらに、管理を徹底していることから考えれば、野生山茶の採取利用と森林生態系保全との間の均衡と共存を図らないわけではないであろう。

目下、林試所の「六亀野生山茶採取計画」は野生山茶の採取利用が森林生態系保全との均衡と共存できることを証明しているが、残念ながら、一般競争入札による販売を実施することは十分な資金を持つ業者のみによって落札され、野生山茶の採取許可が得られるという結果をもたらしている。六亀においてかつて茶摘みの経験や技術を持っていた地元住民は完全に除外されるか、あるいはせいぜい落札者に雇われ、採取業務をおこなうことしかできない結果となる、というように苦しい境地に立たされている。もし一歩前へ進め、六亀における客家人の野生山茶伝統文化伝承の意義を考慮にも入れるとすれば、地元住民が「六亀野生山茶採取計画」の実現に向けて積極的に参加することが期待できるだろう。または、採集量の制限に準じ地元住民の採取を条件付きで許可することは適切な対策として提唱するべきかもしれない。それを踏まえて、SDGs「12.8：人々があらゆる場所において、持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする」並びに「12.b：雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する」のターゲットが実現可能になると思われる。

また、現行森林法第50条に係る「森林窃盗罪」について、なお検討の余地があると思われる。本研究で違反事例に関する裁判を整理分析することに基づき、裁判官でさえも、常に「情

状は軽い、刑罰が重い」との見方を示すことが看取される。本研究の立場からすると、現行規定は憲法の比例原則に違反しているという疑惑が浮上する。

最後に、本論文は単なる六亀の野生山茶をめぐる課題の段階的な研究成果にすぎない。検討すべき課題が依然として多く残されている。現在提出した提案は有効性を検証するために、関係行政機関および民衆との交流に俟つべきものである。それゆえに、筆者が所属する成功大学USR研究チームは、2022年上半期六亀にてセミナーを開催する予定である。それをもって各方面からの期待に応えながら、野生山茶の採取利用と森林生態系保全との間の均衡と共存が実現できる解決策を見出すことに期待を寄せている。

注

- 1) 本研究では、台湾山茶の歴史と文化を確実に把握することにより、関連の法律制度を研究する基盤を作るために、フィールドワークとインタビュー研究法のような法学の実証的研究法を駆使している。その面において、簡義明博士と林淑恵博士のご紹介を賜り、林業試験所の林文智研究員、多々島湿地学校経営者の呉憶萍様、山茶達人の邱安全様および高雄市立図書館六亀分館の王鵬宇主任等を訪問する機会を設けていただきました。ここに併せて心より感謝申し上げます。
- 2) 国立成功大学法律学科副教授、龍谷大学東アジア環境SDGs研究センター嘱託研究員
- 3) 成功大学USRプロジェクト「農牧共好と農緑共生」についての紹介は <https://ncku-usr.wixsite.com/farming/team> をご参照ください。最終閲覧日2021.11.29。
- 4) 呉憶萍，六亀的故事，台湾山茶 六亀飘香，2020年11月，初版，p7。
- 5) 日本統治時代の紅茶に関しては、南投県魚池エリアの阿薩姆紅茶の産地以外に新竹州が紅茶の主な産地となっていた。1934（昭和9）年頃、台湾紅茶の生産量の7割は新竹州で生産されていた。張忠正「日本統治時代における台湾茶業の発展」（徳霖学報第24期 P16, 2010年8月）
- 6) 注3 呉憶萍著書P8および注4 張忠正論文P11以下の内容を参照して整理。
- 7) 注3 呉憶萍著書P11。
- 8) 資料元：注3 呉憶萍著書P12。
- 9) 注3 呉憶萍著書P9およびオンライン文献「【我々の島】台湾山茶前伝 原生種の林下経済」を参照。<https://>

- e-info.org.tw/node/211844, 最終閲覧日: 2021.11.29。
- 10) 客家人には土地公信仰を広く持っている。普通「伯公」と呼んでいる。
 - 11) 山茶採集について、便宜を図る為、往々にして人為的干渉をし、山茶の木を「矮小化」する動きがある。例えば、六亀山エリアの南鳳山および鳴海山において、台湾山茶の木の大部分が5メートルほど矮小化された。注3 呉憶萍著書 P73 を参照。
 - 12) 王毓正「鉱業法から先住民の移行期正義を論じて」(『台湾法学雑誌』第325期 P49-57, 2017年8月)および「鉱業権の設定と期限延長の定性評価およびそれに係る法律问题」(『台湾法学雑誌』第337期 P127-141, 2018年2月)。
 - 13) 日令第26号「官有林野及樟脳製造業取締規則」(日令第26号, 明治28年10月制定)第1条に「所有権ヲ証明スヘキ地券又ハ其他ノ確証ナキ山林原野ハ総テ官有トス」と規定する。
 - 14) 1932年に施行された森林法第60条は、現行森林法第50条に当たる。
 - 15) 1932年に施行された森林法第1条は、現行森林法第3条の条文後半に当たる。
 - 16) 国有林林産物処分規則第3条。
 - 17) 例えば、2005年にタイヤル族が関与するスマクス集落の風倒ケヤキ事件は最も代表的な事件として挙げられる。
 - 18) 森林法第15条第3項に「先住民の伝統領域に位置する森林に対して、先住民の生活習慣における需要に従い、森林の産物を採取すべく。採取にあたっては、区域、種類、時期、無償、有償およびほかの遵守すべき事項に関する管理規則は、中央管轄官庁が先住民を所管する中央官庁と協議して定める」と規定する。
 - 19) 『先住民基本法』第2条第1項の定義に則り、および行政院の認定を受けた後、現在台湾先住民は延べ16民族となっている。(問題なし)
 - 20) 立法院第8回第6会期第1次会議議案の關係文書P21(院総第917号政府提案第15003号 中華民國103年9月10日發布)、農委会の森林法第50条および第52条改正に関する紹介は <https://www.coa.gov.tw/ws.php?id=2503032>を参照。最終閲覧日: 2021.11.30。
 - 21) 憲法第23条に「以上の各条(第7条-第21条)に掲げられる自由および権利は、他人の自由を侵害することを防止し、差し迫った危機を回避し、社会的秩序を維持し、又は公共利益を増進するために必要な場合を除いて、法律をもって制限することができない」と規定する。
 - 22) 関係判決資料については、文末の付録資料参照。
 - 23) 政府の情報公開および司法の公開度と透明性などの要請に応じるため、司法院は「法学資料検索システム」を運営し、誰でも自由に検索・ダウンロードできる機能を提供している。https://law.judicial.gov.tw/FJUD/Default_AD.aspx, 最終閲覧日: 2021.11.30。
 - 24) 森林法第52条の「加重森林窃盗罪」とは、森林主・副産物の採集行為に併せてほかの情状もある場合に、加重された刑に処する罪のことである。六亀の住民が居住する集落から山奥まで採取に行く道程が遠いため、単独行動は危険性が高く採取にも支障がある。したがって、「二人以上の共同行為」や「車両による運搬」は標準作業法とも言えるが、「加重森林窃盗罪」に係る行為にも該当する。
 - 25) 森林法の法定主管機関に関しては、森林法第2条参照。

付表

野生山茶を採取することにより森林法第50、51条の「森林副産物」窃取に問われた訴訟案件一覧表

	裁判案件番号	摘発者	事実概要	関係法令	判決
1.	89訴1070	林務局 職員	被告4人の山茶葉を採取する行為は森林法第50条、刑法第321条第1項第4款を犯すものであるが、山茶葉を採取する場所は被告乙の父が借りている林地（95林班地）であり、他の被告3人は草刈りを手伝いに行き、林地内の山茶葉を採取することについて合法的な権原があり、不当利得を奪取する意図はなく窃盗犯とは言えない。	森林法50、 刑法321 I ④	無罪 （その中一人は頼建興）
2.	89上易1623		被告4人の自白によれば、その日 採取した山茶葉は范阿旺が借りている旗山事業区第95林班地内のものであり、採取禁止地域ではない。彼らは警察に取り調べられる時に自供した第7林班地内の盗取の事実と異なり、採用できない。被告4人が山茶葉を採取した場所は被告甲の父、被告范吳英の義父、范阿旺が借りている林地であり、被告丁、丙は草刈りを手伝いに行ったものであり、彼らが借地内の山茶葉を採取する合法的な権原があり、不当利得を奪取する意図および窃盗とは言えない…		高等裁判所の高等分院が検察官の控訴を却下する
3.	90訴1568	地元の 警察	被告乙はバイクに乗って…、高雄県茂林郷○○○道の2、3kmの所（行政院農委会林業試験所六龜分所が管理している試験林）で、道端に生えている森林副産物武威山茶を見て、…無断に徒手で合計3.15kgの武威山茶を盗取し、バイクの後部座席に置いて持ち帰るつもりであったが、…帰り道で警察官に発見されたので、バイクと武威山茶を現場に投棄した。	森林法52 I ⑥	懲役7ヶ月、罰金2000元、執行猶予2年
4.	90旗簡106	林務所 邱澄吉	乙、甲…は高雄県茂林郷茂林村扇屏巷南鳳林地約2kmの所で、邱澄吉が管理している国有林地国有林副産物野生山茶茶青（茶葉）約8kg（新台幣ドルで2400元に値する）を盗取し、…逃げる時に邱澄吉に発見され、警察に通報され現場で逮捕された。	森林法52 I ④	それぞれ懲役6ヶ月、罰金7200元
5.	90 簡 上 204 (90旗簡106に 対して上訴)				それぞれ懲役6ヶ月、罰金7200元、執行猶予5年（問題なし）
6.	91易3325	地元の 警察	五公廟の住職甲…は屏東林業区管理处六龜事務所により発行された証人甲の第95林班地の借地契約の写しを提出した、ここの山茶葉は誰の所属が確定していないが、被告が採取した場所は五公廟の下山地であり、五公廟と一定の地縁関係を持っている。かつ被告が五公廟住職の承認を得た上で採取したので、主観的に盗取の故意はなく、今回の採取行為を認めている。以上により、被告は主観的に盗取の故意はないため、窃盗罪を構成しない。	刑法321 I	無罪 （被告が邱安全）
7.	94易1643	地元の 警察	被告乙は成年男子二人と一緒に、前文で述べた国有林班地内（96林班地）にて森林副産物山茶葉と山蘇葉を盗取し、運搬のために車両を使用したものであり、森林法第52条第1項第4款、第6款の「加重窃盗森林副産物罪」を犯している。	森林法52 I ④ ⑥	それぞれに懲役7ヶ月、罰金7200元、執行猶予4年、保護観察付執行猶予
8.	95簡3900	地元の 警察	被告丙、甲二人が森林副産物（山茶葉）の盗取を共謀した、彼らの行為を考慮して、二人とも森林法第52条第1項第4款の「加重窃盗森林副産物罪」を犯した。被告二人は今回の案件の中、犯意の疎通および行為の分担があり、共同正犯と認める。	森林法52 I ④	それぞれに懲役6ヶ月、罰金9000元、執行猶予2年

9.	95訴2664	地元の警察	甲は…祭りの際に自分の…乗用車を運転して、五教学院の近く、林務局が管理している旗山事業区第95林班地…にて森林副産物山茶葉を採取し…加工してからお茶として五教学院の信者と自分とで飲用しており、パトロール中の警察に押収された。 本件の被告が採取した山茶葉の数量は多くなく、市価ではわずか1660元であり、目的はお茶として寺の信者に無料で提供することである。さらに、採取の物は山野で自然に生えている山茶葉であり、林務局が専門的に栽植する商品作物ではないことが押収した写真から証明できる。しかも葉は採取されたものの、季節の変更によって再生できる、国家または国有林産業の経済利益と森林生態系保育への損害が軽微なので、本件の被告の犯罪事情などを考慮すれば、刑は実に重すぎ、客観的には一般人に同情を抱かせ、最低レベルの量刑でも重いと考えられる。	森林法52 I ⑥	累犯、懲役4ヶ月、罰金4980元
10.	95上訴2013		被告は当初から、「採取した山茶葉は五公山五教学院内の信者の飲用に提供する」などと弁解していた。かつ押収された山茶葉の量は8.3kgで多くはないことから被告は非営利目的で採取したものと判断され、前述の自供は採用できる。そして丙〇〇はその上で造林利用している、造林の時、借りている林地範囲内には造林樹種以外の草木を林務局の許可なしに、除伐または整理し造林樹の成長に役立つ行為として常識的に理解できる。被告は営利目的で山茶葉を採取するのではなく、彼の「採取しなければ、雑草としても除くべき」などとする弁解もは採用できないこともない。以上の状況により、被告の借り受け人の同意を得た採取行為は、借り受け人から造林樹種以外の草木を除伐または整理したものであり、造林樹の成長に役立つ行為と同じである。ゆえに林務局の許可はないが、一般人の常識から判断すれば、彼の不法な意図は認めかたい。		原判決破棄 無罪 98訴776の被告と同じ
11.	95簡4211	地元の警察	被告甲が盗んだ山茶葉、山蘇葉は確かに森林副産物であり、彼の行為は森林法第52条第1項第5款の森林副産物を盗取、贓物運搬のために車両使用罪を犯している。被告は一時的にわずかな利益を貪り、無断で森林副産物を盗取し、贓物運搬のために車両を使用して、森林自然生態系を破壊した。また彼の犯罪手段・目的および大きくない損害を考慮し、事後に有罪を認めたこともわかり、態度が良い…	森林法52 I ⑥	懲役6ヶ月、罰金1268元、執行猶予2年、始末書を書く
12.	95簡上1077		被告乙…は旗山事業区第95林班地の国有林地内で、徒手で約9.1kgの森林副産物山茶葉および3.8kgの山蘇葉を採取する… 前述の林班地は郭清賀によって10年以上、長年に渡って借り使用されていないため、ここで生えている山蘇葉、山茶葉は当然郭清賀または被告が処分権を持つものではなく、他人が植栽している植物としても、林班地に近いので森林副産物となっている。被告は山蘇葉、山茶葉を採取する時、契約期間が満了していることを知らず、主観的に不当利得を意図するわけではないと弁解したが、常識に反しており、信用できない… 盗取されたものの価値が低くかつ森林への損害が小さく、被告の犯罪事情および他の情状から見れば、当初の刑はかなり重い、客観的に一般人の同情を誘うものであり、刑法第59条の規定により、減刑することを考える…		懲役4ヶ月、罰金1268元

13.	96簡3427	?	被告…3人は盗取した森林副産物を販売して利益を貪るのではなく、自分でお茶として飲用している。犯罪動機は実に単純、犯罪手段も実に平和的である。かつ盗取した森林副産物の量が少なく、山林の動植物の保育への損害が非常に小さく、被告3人とも事後に有罪を認め、態度が良い… 本件の被告が盗取した野生山茶青は六亀研究センター試験林内原産の野生山茶樹の新芽であることが分かった…	森林法52 I ④ ⑥	それぞれに懲役7ヶ月、罰金44718元、執行猶予2年、保護観察付執行猶予、かつ高雄地裁検察署が指定している公益団体に40時間の無償労働を提供すべき
14.	96簡3233	?	被告甲は森林副産物山茶葉を盗取し、贓物運搬のために車両を使用した。この行為は森林法第52条第1項第6款の加重窃盗森林副産物罪を犯す。被告が不当利得を得るために、森林副産物を盗取して国家森林資源を尊重しなかった…	森林法52 I ④ ⑥	懲役6ヶ月、罰金2876元、執行猶予2年、保護観察付執行猶予
15.	96簡3633	地元の警察	甲、乙2人…は一緒にナンバープレートの番号がCHW-147のオートバイに乗って、六亀試験所の所轄、鳳岡林道地2林班第2.8kmの所に行き…ここで生えている野生山茶葉を見てから共同の不当利得の意図に基づき、共謀の意図があった。主管機関の許可を得ずに徒手で直接に約2800元（新台幣ドル）、8.4kgの森林副産物野生山茶葉を盗取した… 無断で森林副産物を盗取し、森林自然生態系を破壊したが、其の犯罪手段を併せて考えると、目的および生じた損害は大きくない…	森林法52 I ④ ⑥	それぞれに懲役6ヶ月または罰金8400元、執行猶予2年、かつ国庫に新台幣ドル3万円を支払うべき
16.	97訴3184	地元の警察	丙、甲…は一人ずつナンバープレートを付けないオートバイに乗って、一緒に高雄県茂林郷林業試験所六亀研究センターの所轄、南鳳山第10班地に行った。ここで生えている台湾山茶茶青を見てから共同の不当利得の意図に基づく共謀があった。主管機関の許可を得ずに徒手で直接に森林副産物台湾山茶茶青2バックを盗取した…	森林法52 I ④ ⑥	それぞれに懲役8ヶ月、罰金7200元
17.	98訴776	地元の警察	甲はナンバープレートの番号がNC5-752のオートバイに乗って、高雄県六亀郷大津村五公山五公廟の隣、屏東林業管理所六亀事務所が管理している高雄県旗山事業区第95林班地に行き…お茶として飲用するために、徒手で森林副産物山茶葉（重量は約13.5kg、市価は約1125元）を盗取し、持参した緑の網袋に入れ、オートバイの後部座席に置いて立ち去った… 被告はすでに無罪判決を知り、この判決書を受け取りかつ閲覧した、彼は当時、郭清賀は前述の土地造林の借地契約が満了していることを知っていたのであり、無断の森林副産物盗取行為は違法行為である…	森林法52 I ⑥	懲役7ヶ月、罰金3300元 95上訴2013の被告と同じ
18.	98上訴1186		被告は一度、前述の林班地で山茶葉を採取することによって、…裁判所に不当利得の意図がないと判断され、無罪が確定した。彼はこの地域の山茶は森林副産物であり、無断で採取できないことを知るべきであるが、無断で再犯した。よって彼が弁解した「山茶葉は採取できるかどうかは知らない」などの自供は著しく事後の詭弁である… 被告が前述の山茶葉を盗取する目的は山茶を製作して、五公廟の信者に飲用させるためであり、転売して利益を貪るものではない…かつ山茶葉を採取する行為は森林生態系への影響は軽い。しかし、森林法第52条第1項第6款の「加重窃盗森林副産物罪」は最低でも6ヶ月以上の懲役であり、罰金を併科しなければならず、		懲役4ヶ月、罰金2200元

			刑は実に重すぎる。被告の犯罪事情から見れば、憐憫であり、本裁判所は最低レベルの量刑でも重いと判断する…		
19.	100台上1368		検察官は元より上訴の旨として、森林法第52条第1項第6款の中「森林主・副産物を盗取することに関して、贓物を運搬するために家畜、車両、船舶または運搬造材の設備を使用する人は、一般の窃盗森林主（副）産物罪より重い刑罰を科すべき」と規定している。立法の目的は動力設備を使用するなど大規模な窃盗行為を防止することである。よって、この規定のうち「家畜、車両、船舶」に対する解釈は「運搬造材の設備がある」人の範囲内にあるはず、一般のバイクに他の運搬造材の設備を付けなければ、運搬できる品物も有限であり、大規模な窃盗の目的に達しないので、この規定で言及している車両ではない…		検察官の控訴が却下された（被告は邱炳財）
20.	98簡764	？	被告丙…は二人以上で集結し、森林副産物を窃盗、贓物運搬のために車両使用罪を犯す。被告は朱連彬、潘建成、許憲忠、梁天財、何尚峰の5人と、前述の犯行に対して犯意の連絡および行為の分担があり、共同正犯である。 被告は一時的に小さな利益を貪り、無断で森林副産物を盗取し、森林自然生態系を破壊した。また彼らの犯罪手段・目的および生じた危害を考慮した。被告は以前に起訴され、執行猶予されている処分もあるにもかかわらず、今なお反省がなく、窃盗森林主副産物罪を再び犯したことを考慮し、本裁判所は97年度審訴字第3184号で懲役8ヶ月の判決を下す…	森林法52 I ④⑥	懲役6ヶ月、罰金新台幣37000元、97審訴3184の被告と同じ
21.	98簡3252	？	…野生山茶葉は森林副産物であり、被告はまさにお茶として使用する。彼の山茶葉を窃盗、自然生態系を破壊、国家森林資源を尊重しない、法律規範を無視する心理は深く考慮できる。ただ被告は事後に犯行を認め、窃盗した量も少なく、犯罪事情は重くないことを考慮する…	森林法52 I ⑥	懲役6ヶ月、罰金新台幣2400元、執行猶予2年
22.	98簡5222	地元の警察	乙は高雄県茂林郷○○段21地号が中華民國および駱志銘の共有森林区林業用地のを知るものの、自分の不当利得のために、…徒手で森林副産物野生山茶葉3.6kg（市価は約1500元）を盗取してから、ナンバープレートの番号が526-CTZのオートバイにより前述の山茶葉を運搬し、立ち去った…	森林法52 I ⑥	懲役6ヶ月、罰金3000元、執行猶予2年
23.	100訴2020	地元の警察	徐馨宇は自分の不当利得のために、窃盗の犯意に基づき…、彼所有のナンバープレートを付けないオートバイに乗って、行政院原住民委員会（略称：原民会）の所轄、高雄市○○区○○段28地号林地内に行った。彼の持ち物は客観的に人間の生命、身体への脅威があると推測できる、凶器として使える山刀一本（まだ押収していない）があり、徒手で森林副産物野生山茶11.4kgを刈り取った…	森林法52 I ⑥	懲役6ヶ月、罰金新台幣15000元、執行猶予2年
24.	100簡4779	不明	被告二人が窃盗した野生山茶は確かに森林副産物である、…ゆえに被告の行為を考慮し、二人とも森林法第52条第1項第4款、第6款の「二人以上を集結、窃盗森林副産物および贓物運搬目的の車両使用罪」を犯す。…被告二人は1994年、共同で山茶葉を盗取し、検察官に94度偵字第10438号で不起訴処分とされた、……前述の被告二人の行為は無断で国家生態保育を侵害することである。著しい損失をもたらさないが、彼らは今	森林法52 I ④⑥	それぞれに懲役6ヶ月、罰金4125元、執行猶予2年、かつ国庫に新台幣3万円を支払うべき

			後、法治の概念を知り尊重するとしても、被告に一定の負担を負う必要があると判断し、検察官の意見を含めて考え、本裁判所は前述の執行猶予の宣告以外に、同時に被告二人にそれぞれ国庫に3万円を支払うべきであると通知した。本件の執行猶予の目的が達成できることを期待する。	
--	--	--	---	--

注) 網掛けは上訴案件。

「裁判案件番号」の最初の数字は、民国の元号年。

「上易」は第二審上訴案件，不得上訴第三審者

「訴」は第一審通常訴訟案件

「簡」は簡易判決一般刑事事件

「旗簡」は旗山簡易法庭之簡易判決一般刑事事件

「簡上」は第二審之一般刑事簡易判決上訴案件

「台上」は台湾最高法院判決